

# ご存じですか？最低賃金制度

最低賃金制度は、賃金の最低額を法律で保障するもので、労働者の生活の安定や労働条件の改善、事業の公正な競争の確保に重要な役割を果たしています。

すべての事業主は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイトなどを含む）に最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。また、最低賃金額を理由に労働者の賃金を引き下げることは許されません。

このたび最低賃金の額が次のとおり決まりましたので、お知らせします。

業 種 別 (発 効 日)	日 額	時 間 額	適用されない場合
<b>岩手県最低賃金</b> (平成14年10月1日から)	円 —	円 605	(下記の労働者については、業種別の最低賃金ではなく、岩手県最低賃金が適用になります)
<b>鉄 鋼 業</b> (平成12年12月10日から)	5,714	715	(1) 18歳未満または65歳以上の労働者
<b>電気機械器具製造業</b> (平成14年12月13日から)	5,276	659	(2) 雇用6ヵ月未満で、技能習得中の労働者
<b>光学機械器具・レンズ 時計・同部分品製造業</b> (平成14年12月12日から)	5,296	662	(3) 清掃または片付け業務に主として従事する労働者
<b>各種商品小売業</b> (平成14年12月14日から)	5,374	674	(4) 電気機械器具製造業は、上記(1)～(3)のほか ①手作業による包装または袋詰めに従事する労働者 ②手作業または手工具などで組線、かしめ、取付け、巻線などに従事する労働者
<b>自動車小売業</b> (平成14年12月12日から)	5,419	678	(5) 光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業は、上記(1)～(3)のほか、手作業による包装、袋詰め、バリ取り、検品などに従事する労働者

## 最低賃金との比較方法

### ●岩手県最低賃金は時間額（605円）だけになりました。

実際の賃金が、岩手県最低賃金の額より多いか少ないかを調べるには、次の方法で比較してみることができます。

- ①時間給の場合 …………… そのままの額を岩手県最低賃金と比較します。
- ②日給の場合 …………… 日給を所定労働時間で割った額を岩手県最低賃金と比較します。
- ③週給、月給などの場合 …… 賃金額を時間あたりに換算した額を岩手県最低賃金と比較します。

例 岩手県内の事業所で働くAさんの労働条件は、年間所定労働日数260日、1日の労働時間は8時間、月給は104,700円です。岩手県最低賃金は時間額605円ですので、比較すると…

$$\frac{(\text{月給}104,700\text{円}) \times (12\text{ヵ月})}{(\text{年間所定労働日数}260\text{日}) \times (8\text{時間})} \div 604\text{円} < 605\text{円 (岩手県最低賃金)}$$

となります。この場合は、岩手県最低賃金を満たしていないことになります。

最低賃金に関する詳しい内容については、次のところへお問い合わせください。

■岩手労働局労働基準部賃金室（☎019-604-3008）

■各労働基準監督署 ○盛岡：019-621-5115 ○宮古：0193-62-6455 ○釜石：0193-22-3831 ○花巻：0198-23-5231

○一関：0191-23-4125 ○大船渡：0192-26-5231 ○二戸：0195-23-4131